公益財団法人 水谷糖質科学振興財団

内閣官房内閣人事局内閣参事官 高齢対策・退職管理担当 様

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(報告)

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成19年法律第108号。以下「改正 法」という。)による改正後の国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「改正国公法」 という。)第106条の24第1項第4号及び改正法附則第12条並びに独立行政法人通則法(平 成11年法律第103号。以下「改正独法通則法」という。)第54条の2第1項において準 用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改 正法附則第12条、職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号。以下「退職管 理政令」という。)第32条及び附則第4条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する 政令(平成20年政令第390号。以下「役員政令」という。)第18条及び附則第3条、職 員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第83号)第9条及び附則第3条、並 びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第84号) 第8条及び附則第3条の諸規定(以下「密接関係法令」という。)に関し、「国と特に密接 な関係がある」公益法人に該当しないので、その旨報告いたします。

[本件連絡先]

電 話 03-3211-0861 FAX 03-3211-0862

電子メール info@mizutanifdn.or.jp